

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

学生が国民年金に加入することが義務化されたため、平成3年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書により銀行で納付していた。

約20年前のことであり、申立期間の保険料納付に関して明確な記憶は無いが、社会人になる前の1か月のみを未納とすることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が国民年金の強制加入となる第1号被保険者になった平成3年4月に国民年金に加入し、加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は1か月と短期間である。

また、オンライン記録では、申立人は、国民年金に加入した後は国民年金保険料をほぼ毎月定期的に納付していることが確認できることから、申立期間についても保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市に住んでいたが、生活が苦しかったので、毎年同市役所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続きを行っていた。

平成 15 年当時も免除申請手続きを行っていたはずなのに、免除申請を行ったのが同年 11 月で免除期間が同年 10 月からとされており、申立期間の国民年金保険料が免除とされていないことに納得がいかない。市役所か社会保険事務所（当時）の手違いだと思うので、申立期間を免除期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金記録によると、申立人は、平成 10 年 2 月 3 日に国民年金に加入し、同年同月 6 日に行った国民年金保険料の免除申請手続きにより平成 9 年度について免除が承認されている上、同年度以降現在に至るまで、申立期間を除き、免除の承認期間の始期に同市役所で免除申請手続きを行っていることが確認できることから、申立人は、免除申請手続きの時期を熟知していたと認められ、申立期間についても適切に免除の手続きを行っていたものと考えるのが自然である。

また、申立人の供述内容から、申立人は国民年金保険料の免除の必要性を強く認識していたことが推認できることから、申立期間のみ失念して免除申請書の提出が遅れたとは考え難い上、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成17年1月から18年6月までの期間は20万円、同年7月は24万円、同年8月から同年12月までの期間は22万円、19年1月から同年3月までの期間は20万円、同年4月は22万円、同年5月から20年2月までの期間は20万円、同年3月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月11日から20年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成18年4月から20年3月までの期間の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額、17年1月から18年3月までの期間の給与振込額並びにB市が提出した平成18年度（平成17年分）及び19年度（平成18年分）市県民税課税（所得）証明書により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 17 年 1 月から 18 年 6 月までの期間は 20 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月から同年 12 月までの期間は 22 万円、19 年 1 月から同年 3 月までの期間は 20 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月から 20 年 2 月までの期間は 20 万円、同年 3 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることはできないものの、申立人が提出した給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、平成 17 年 1 月から 20 年 3 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月31日から9年1月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所には平成8年12月31日までの期間において勤務し、同年12月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した平成8年12月分の給与支払明細書及びB社が提出した雇用契約書等から判断すると、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書及び申立人のA社における平成8年11月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は納付に係る資料が保存されておらず、不明としているが、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（控え）により、平成8年12月31日を資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日、同社C支店における資格喪失日に係る記録を42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、37年6月を1万6,000円、42年6月を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月30日から同年7月1日まで  
② 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

A社に昭和35年に入社し、同社の関連会社であるD社を平成5年に退職するまでの期間にA社に継続して勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和37年にA社B支店から同社C支店に、42年に同社C支店から同社B支店に異動した両申立期間にそれぞれ1か月間の空白期間がある。両申立期間も含む永年勤続の表彰状や転勤辞令、一部期間の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、E社（A社の人事記録を保管している。）が提出した申立人の人事記録、申立人が所持する、昭和37年7月1日付けの同社C支店への異動及び42年7月1日付けの同社B支店への異動に係る辞令、並びに同年6月分及び同年7月分の給与明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動、42年7月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 37 年 5 月の記録から、同年 6 月を 1 万 6,000 円、及び同社 C 支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の 42 年 5 月の記録から、同年 6 月を 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、「人事異動に伴い、異動元において厚生年金保険被保険者資格喪失届出に係る手続を行う際、同手続に手違いがあったものと思われる。」と回答しており、事業主が申立てどおりに申立人の資格喪失日を昭和 37 年 7 月 1 日及び 42 年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 37 年 6 月 30 日及び 42 年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 6 月及び 42 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月22日、資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は20円、同年5月から同年7月までは40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月22日から同年8月1日まで

私は、申立期間において、A社所有のB丸に乗り組んでおり、船員手帳と船員保険料払込手簿を保管している。当該船員保険料払込手簿には、申立期間の船員保険料が控除されていたことが記録されており、申立期間において船員として勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳により、申立人が申立期間においてA社所有のB丸に実習生として昭和20年4月22日に雇入れされ、同年9月10日に下船したことが確認できる。

また、申立人が保管している船員保険料払込手簿において、申立人の標準報酬月額等級が1等級と記載されていることが確認できる一方、A社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、標準報酬月額等級が1等級である者に係る記載は確認できないところ、A社は、「弊社に申立人を雇用していたと判断又は推察できる記録は残っていないが、実習生として一度のみ弊社の船舶に乗り組んだ場合は、記録を破棄したことも考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が保管している船員保険料払込手簿により、昭和20年4月分から同年7月分までの期間の船員保険料の控除の記録が確認できるとともに、記載されている標準報酬月額等級及び保険料控除額から算出される保険料率は

当時の保険料率と一致していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の船員保険料払込手簿の記録から、昭和 20 年 4 月は 20 円、同年 5 月から同年 7 月までは 40 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 46 年 3 月まで

昭和 40 年 8 月に会社を設立したが、厚生年金保険の適用事業所に該当しなかったため国民年金に加入した。当時は、会社の業績も良く、順調に成長していたため国民年金の保険料を納付しなかったとは考えられない。

昭和 43 年 7 月ごろに結婚したが、妻はしばらくの間、別の会社で勤務しており、その後、夫婦で会社を運営することになり、妻も国民年金に加入して、妻が夫婦二人分の保険料を支払っていたはずなので、妻だけが納付となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月に A 県 B 市で払い出されており、それ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は B 市から C 県 D 町（現在は、E 市）、さらに同県 F 町（現在は、G 市）に転居しているところ、申立人が所持する国民年金手帳では、昭和 42 年 12 月までの期間の国民年金保険料は B 市で納付、検認されていることが確認できるものの、43 年 1 月から同年 3 月までの期間の検認欄には検認印が無く空欄となっていること、国民年金印紙検認記録の年度欄が昭和 43 年度から 46 年度へ訂正された上、同年度からは F 町の検認印が押されており、43 年度から 45 年度の納付記録が確認できないこと、及び D 町において別の国民年金手帳が発行された事跡は見当たらないことから、B 市から転居した D 町においては、国民年金保険料の納付は行われていなかったものと推認される。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 1 月に H 市で払い出され、特殊台帳では、当初、申立期間を含む同年 1 月から 48 年 6 月まで

の国民年金保険料は納付済みとされていたものの、42年3月から45年1月までの保険料は、申立人の妻は、その実家が経営する事業所の厚生年金保険の被保険者であることが確認されたため、63年1月に還付されていることが確認できること、及び申立人の妻は、この間の国民年金保険料の納付及び還付について、実家の両親が行っていたため記憶は定かではないとしていることなどを踏まえると、申立人の妻の保険料が納付されていたことをもって申立人の申立期間に係る保険料の納付があったとは言い難い。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの期間及び51年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から同年12月まで  
② 昭和51年4月から54年3月まで

私は、昭和54年5月に結婚する時に、国民年金保険料が納付されていない期間については保険料を納めるようにとの父の勧めで、A県B町又はC町にて、国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと記憶している。

また、私の二人の兄も一括して国民年金保険料を納付しており、私だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月にA県C町で払い出されており、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付によってのみ納付することは可能であるが、申立人が国民年金保険料を一括納付したとするB町及びC町では、過年度納付及び特例納付の保険料は、役場の窓口では収納していないと回答している上、申立人は一括して納付したとする保険料額を記憶しておらず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の兄二人は、申立期間①を含む昭和51年3月以前の国民年金保険料が共に未納とされている上、兄二人から当時の納付状況等を聴取することができないため納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月まで

私は、結婚後の昭和 52 年 12 月から国民年金に加入し保険料を納付していたが、家庭の事情により 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金保険料の申請免除を受けていた。その後の期間については申請免除が認められないことになり、保険料を納付しなければならなくなったが、経済的に困難な面があり、申立期間の保険料については母から借りて納付したと記憶しているが、納付方法等についてはよく憶<sup>おぼ</sup>えていない。

申立期間は年度の途中期間であり、前後の期間は保険料を納付していることから、申立期間についても保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市B区の国民年金被保険者名簿では、申立期間直前の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は、時効直前となる 63 年 7 月に過年度納付されていることが確認でき、その時点で申立期間については、過年度納付が可能であるものの、申立人は、納付したとする国民年金保険料額、納付場所等についての記憶は定かではなく、申立人が保険料を借りたとする申立人の母親からの供述も得られないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間については、昭和 61 年度に申請免除を却下された記録があること、上記のとおり申立期間直前の保険料が過年度納付されていることを踏まえると、申立期間の保険料が現年度納付された可能性は考え難い上、申立期間直後の 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間については、時効直前となる平成元年 12 月に過年度納付されていることから、この時点で申立期間は時効

のため、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年11月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年3月から同年11月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで

私の夫が国民年金に加入するために、A市B区役所に出向き加入手続を行った。その際に、2年間はさかのぼって国民年金保険料を納めることができる旨の説明を窓口で受け、一括して2年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月にC市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①及び申立期間②のうちの48年4月から同年12月までの期間は、時効によりさかのぼって国民年金保険料を納めることができない期間である。

また、申立人は国民年金への加入手続の際に、2年間分の国民年金保険料を一括して納めたとしているところ、申立人については、C市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和51年4月20日に国民年金への加入手続が行われているのが確認できる上、加入手続と同時期に、昭和50年度の1年間分の保険料が現年度納付され、51年5月8日に、その時点で最大限さかのぼって納めることが可能な49年4月から50年3月までの1年間分の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、C市で払い出された年金手帳以外の年金手帳を所持し

ていた記憶は無いと供述している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 56 年は、学生に国民年金の加入義務がなく、59 年 4 月に 22 歳で社会人になってから国民年金に加入した。

その後、学生についても国民年金の加入が義務化されたと聞き、未納となっていた学生時代の 2 年分強の保険料をさかのぼって納付するために、勤務先近くの A 市 B 区役所に行き、国民年金担当課の窓口で現金で納付した。

その際、領収証書をもらえなかったため、不審に思って尋ねると、男性の担当者は「きちんと納付していますから、年金手帳さえあれば大丈夫ですよ。手帳そのものが領収証書になりますから、絶対に紛失しないように大切に保管してください。」と丁寧に説明してくれたので、すっかり信用して帰った。

このたび、「ねんきん特別便」で記録が漏れていることが分かり、その担当者にだまされていたことに気付いた。当時の記憶も薄れ、納付を証明できるものは何もないが、申立期間の保険料は納付しているので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

学生が第 1 号被保険者として国民年金に加入しなければならなくなったのは平成 3 年 4 月以降であり、それ以前は、学生は国民年金に任意加入することとなるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が大学を卒業後の昭和 60 年 12 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、大学卒業直後の 59 年 4 月にさかのぼって初めて国民年金被保険者資格を取得していることから、申立

期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期には、A市B区の職員による保険料の着服等は確認できない上、同区では、国民年金担当課の窓口では、国民年金保険料を現金で収納することはなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から56年9月まで

私は、昭和48年11月\*日に結婚して、A市に新居を建てて入居した。その時、実家に住む姉が、私がまだ若く国民年金保険料を納付するのは無理だと思い、同市役所の国民年金担当課に電話をして「妹の国民年金保険料の納付書は実家であるB市の私の所に送付してほしい。」と相談すると、同市職員は「わかりました。国民年金の納付書は、B市の実家に送付します。」と言われ、その後は実家に納付書が送付されてきたので、姉が私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。

A市の国民年金台帳に国民年金保険料の納付記録が無いと聞いたが、姉が絶対に納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に、B市において払い出され、同年1月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているところ、同資格は、申立人が婚姻により申立人の夫の厚生年金保険の被扶養配偶者となった48年11月に喪失している上、申立人が56年10月に任意加入により国民年金に再加入するまで、国民年金に任意加入した事跡及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄には、「被保険者でなくなった日 昭和48年11月\*日」、「被保険者となった日 昭和56年10月17日」と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉は、申立

期間の国民年金保険料はA市役所から納付書を送付してもらい、郵便局等の金融機関において納付したと供述しているものの、同市では、国民年金保険料の納付書での納付が始まったのは昭和 50 年からとしており、申立人の姉の供述内容と符合しない。

さらに、申立人及びその姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の保険料の納付に関与しておらず保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年9月まで

昭和42年4月に義母が国民年金に加入したので、私が毎月国民年金保険料を義母から預かり町内の役員に納めていたが、私も43年4月から国民年金に加入し、義母と二人分の保険料を納付していた。その後、48年10月の集金の時、役員の方が、今月から納付方法が変わったからと言われ、預けていた年金手帳を戻してくれたことを記憶している。

申立期間の保険料は、私が自分の分と義母の分を納付しており、義母の分が納付済みとされているのであれば、私の分も納付済みとされていないとおかしいので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時期について、申立人の義母が加入した翌年の昭和43年4月と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年10月にA県B市で任意加入により払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の義母は、国民年金法の一部を改正する法律（昭和44年法律第86号）附則第15条の任意加入の特例により、昭和45年1月から高齢任意加入被保険者（5年年金）となっていることがオンライン記録で確認できることから、義母の加入時期は、申立期間の途中にあたり、申立人の供述とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日まで

② 平成 7 年 12 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。

平成7年度の市県民税特別徴収税額の通知書を所持しているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

雇用保険被保険者台帳全記録トレーラーにより、A社及びB社における雇入れ時の賃金が、申立期間①については29万5,000円、申立期間②については29万円と記録されていること、及び申立人が所持するD市発行の申立人に係る「平成7年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」において、給与収入額が438万9,460円と記載されていることから判断すると、申立人の申立期間における報酬月額が約30万円であったことは推定できる。

しかしながら、申立期間①については、申立人に係るオンライン記録にお

いて、平成6年1月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額が20万円と記録されていることが確認でき、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の被保険者負担額の合計額は17万8,000円であることが算出されるところ、申立人が所持する「平成7年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」に記載されている社会保険料控除額は7万7,336円と記載されており、当該額は、申立人が平成6年中に給与から実際に控除された厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の各保険料額を含むものであることから判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることは認められない。

また、適用事業所名簿によると、A社は、平成7年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の賃金台帳等の資料を得ることができない上、当時の事業主の所在は不明であり、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除額についての供述を得ることができない。

さらに、申立期間②については、C社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は平成7年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間②に係る標準報酬月額は20万円と記載されていることが確認でき、当該額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる。

加えて、C社は、「申立期間②当時の社会保険事務担当者とは連絡が取れず、申立人に係る厚生年金保険料の控除についての詳細は不明であるが、当社提出の通知書（前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」）のとおり給与から厚生年金保険料を控除しているはずである。」と回答している。

また、申立人が、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月26日から8年9月1日まで

申立期間において、A社に各月20日間ずつパートで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間当時は健康保険被保険者証を交付されており、給与から厚生年金保険料も控除されていたことを憶えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立人は、申立期間当時、正社員ではなく短時間労働者として雇用していた。短時間労働者は、厚生年金保険の加入要件を満たさないとして、申立人の厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給与から厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人は、平成7年4月29日に国民年金に加入し、8年10月1日までの期間において国民年金保険料の納付について申請免除を受けていたことが確認できる上、B市C区が保管する記録により、申立人は7年3月27日から8年10月2日までの期間において国民健康保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から56年1月5日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る具体的な申立人の供述及びA社における当時の事業主の回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の申立事業所に係る被保険者資格の取得日は昭和56年1月5日となっており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「会社を閉鎖した後、当時の関連資料は既に処分しており、申立人の申立内容は確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人（社会保険事務担当者を含む）は、いずれも、「厚生年金保険被保険者資格及び雇用保険被保険者資格の取得手続は同時に行われていた。」と供述しているところ、当該同僚二人の雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同様に、一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 6 年 1 月 5 日まで

平成 5 年 6 月 1 日に A 社から同社の関連会社である B 社に移籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した B 社に係る「平成 5 年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人の就職年月日が平成 5 年 6 月 1 日と記録されていることが確認できることなどから判断すると、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の B 社に係る被保険者資格の取得日は平成 6 年 1 月 5 日となっており、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる上、申立人は A 社を離職（平成 5 年 5 月 31 日）した後の 5 年 6 月 8 日に求職の申し込みを行い、同年 6 月 15 日から同年 12 月 11 日までの 180 日間の基本手当を受給していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、B 社は平成 5 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち、同年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B 社が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は平成 6 年 1 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、B 社では、

「当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立人の申立内容は確認できないが、申立人は当時、当社において総務関係事務担当者として給与計算、社会保険手続及び源泉徴収票の作成などを行っていた。」と回答している。

加えて、申立人に係る健康保険の被保険者記録では、申立期間のうち、平成5年6月1日から同年9月11日までの期間において、申立人は健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 51 年 2 月 1 日まで

A社に工事の現場監督として勤務していた申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録が、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 30 日までの期間及び同年 12 月 16 日から 51 年 2 月 1 日までの期間において確認できることから判断すると、当該期間において申立人が申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社の前身事業所であるB社は昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 1 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しており、A社は 47 年 10 月 1 日から 59 年 9 月 26 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立事業所は、申立期間のうち、42 年 7 月から 44 年 4 月 30 日までの期間及び 45 年 5 月 2 日から 47 年 9 月 30 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社及びA社の事業主は既に死亡しており、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「当時、厚生年金保険に加入している者と日雇健康保険に加入している日雇労働者がおり、申立人は日雇労働者として勤務していたような記憶がある。」、「申立人が現場監督として勤務していた記憶があるが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。私の

場合、入社時は日雇健康保険に加入していたが、相当期間が経過した後に厚生年金保険に加入した記憶がある。」と供述している上、申立人が申立事業所における同僚として名前を挙げた者のうち、申立期間当時、雇用保険の被保険者記録が確認できる4人について厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、雇用保険の被保険者記録が確認できる期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が二人、雇用保険被保険者資格の取得日が厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していない者が一人確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、雇用形態により必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は3人であり、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和51年2月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が提出したC商工会（現在は、D商工会）の勤続表彰について、D商工会は、「永年勤続表彰と思われるが、当時の関連資料が保存されておらず確認できない。当時から、会社には従業員を労働保険等に加入させるよう指導していたが、勤続表彰を行うにあたり勤続年数に厚生年金保険の加入を条件とすることはなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2702 (事案 1993 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 6 日から同年 6 月 21 日まで  
② 昭和 37 年 6 月 21 日から 43 年 5 月 1 日まで

申立期間について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされているが、当時は脱退手当金という言葉も知らず、受給した記憶が無いので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、A社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さうかがえないこと、脱退手当金に係る受給手続については、総務課長が説明するようにマニュアル化されていたことなどとして、記録の訂正は認められなかった。

しかし、私はC社で入社試験を受け、入社後の研修も受けたし、給料も同社の支給日にもらった。A社B店に行きもしないのに総務課長から退職時の説明を聞けるはずもなく、脱退手当金を受給したというのならその証拠を出してほしい。

納得できないので再度調査の上、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和43年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえないこと、ii) 当時の事業主は、「脱退手当金に係る受給手続については、総務課長が、退職者に説明するのを聞いてい

たし、退職金制度や失業保険についても説明するようにマニュアル化されていたので、これらについて説明を聞いていないことはないと思う。」と回答しており、当時、同事業所に勤務していた同僚も、「退職時に総務課長から脱退手当金についての説明を受けた。」と供述していること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、脱退手当金を受給したというのなら、その証拠を出してほしい旨申し立てている。そもそも、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は、脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

ところで、本事案では年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらないことから、当委員会は、申立人が脱退手当金を受け取っていないものと認め、年金記録の訂正を必要とするまでの事情は認められなかったとしたものである。

今回、申立人は、新たな資料等を提出しておらず、再申立ての審議に当たり、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、前述の被保険者名簿等を再度確認したが、記録訂正につながる情報は得られなかった。

すなわち、今回の再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないのであるから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 9 日から 23 年 7 月ごろまで

申立期間において、A社（現在は、B社）C事業所の臨時外地連絡事務所において勤務していた。申立期間において、同社に勤務していたことは、同社から交付された辞令通知により間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社C事業所が保管する人事記録及びA社C事業所が申立人に交付した辞令通知から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 5 月 9 日から同年 10 月 4 日までの期間に、A社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げる、A社C事業所に勤務していた上司及び同僚 4 人のうち、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「私は当初から内地勤務であった。申立人は、外地から引き揚げて来た後、A社C事業所に勤務したことを記憶しているが、退職の時期については、記憶していない。」と供述していることから、前述の人事記録に記載されている昭和 21 年 10 月 4 日以降における申立人の勤務実態は確認できない。

また、B社C事業所は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の届出及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない上、上記の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は、「申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しているところ、上記の上司及び同僚の 4 人のうち、申立人と同様に外地から引き揚げ後A社C事業所に勤務したとする 3 人については、申立

人と同じく前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 15 日から 23 年 1 月 12 日まで

昭和 21 年に復員後に仕事が無かったため、A社（現在は、B社）に勤務していた私の叔父の紹介で、22 年 9 月 15 日に同社C事業所に入社した。同社では、船舶部に配属され、港内掛の水夫として同社が所有するD丸に乗船し、E湾の平水区域のみで作業していた。退職した時に交付された感謝状に、「昭和 22 年 9 月 15 日入社以来」と記載されており、同社において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の入社日は、申立人が保管する同社に入社した際に交付された従業員手帳、B社を退職した際に交付された感謝状、及び同社本社が保管する申立人に係る在職記録に、いずれも昭和 22 年 9 月 15 日と記録されていること、並びに上記の在職記録において、申立人が 53 年 12 月 31 日に同事業所を退職するまでの期間において継続して勤務していることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、B社を退職する際、本社に申立期間に係る厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録について調査依頼を行ったが、B社から「当社船舶部の書類の中に該当する名前は無かった。」との回答を得たことがある旨供述しているところ、B社は、「当社が保管する申立人の申立期間に係る資料は在職記録のみであり、申立人の申立期間における勤務形態及び職歴について確認することができない。正社員の本工員であれば厚生年金保険に加入させているが、水夫については本工員と同じとは判断し難い。当時

の水夫の勤務形態及び契約内容等が分かる職員もおらず、水夫の位置づけが不明であるため、厚生年金保険の加入については不明である。従業員手帳の交付についても、交付対象基準が不明であり、従業員手帳を所持していることを理由に正社員の本工員であるとの判断はできない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険及び船員保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が保管する従業員手帳における異動欄の「部課名・船舶部、掛名・港内、職名・水夫（D丸）」の記載内容、及び申立期間における勤務内容についての申立人の詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間において、E湾の平水区域のみを運航する船舶に乗船していたことがうかがえるところ、船員法において、平水区域のみを航行する船舶は、船舶職員の乗組みに関する基準により同法第1条に定める船員の対象から除く旨定められていることから判断すると、申立人は、申立期間当時、船員保険法における強制被保険者ではなかったと考えられる上、日本年金機構が保管する、A社C事業所における船員保険の適用船舶に該当する船舶名の資料において、申立人が乗船していたと供述している「D丸」に係る記録は確認できない。

さらに、A社が加入するF共済組合は、「当共済組合の組合員は、昭和17年6月1日以前にA社C事業所内に勤務していた工員が対象となっている。同社船舶部に所属していた者は、同社本部の組織で統括されていたことから、当共済組合における組合員記録は無い上、当共済組合に加入していた職種の中に、平水区域のみを運航する、申立人が乗船していたとする船舶の従業員は含まれていなかった。」と回答している。

加えて、B社が保管する申立人に係る「厚生年金保険加入記録」において、申立人は昭和31年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人に係る厚生年金保険被保険者番号は、同日付けで新規に払い出されていることが確認でき、当該払出日は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月1日から53年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A大学（現在は、B大学）の2度目の勤務に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和53年1月1日となっているとの回答を得たが、私がA大学で2度目の勤務を開始したのは52年12月1日であり、B大学の在職期間等証明書でも私の2度目の勤務期間は同日からの期間と記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する在職期間等証明書及びB大学が保管する人事記録から判断すると、申立人のA大学での2度目の在職期間は昭和52年12月1日から54年3月30日までの期間である旨が記載されていることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B大学が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和53年1月1日と届け出られていることが確認できることから、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認できる関連資料は保存していないが、当該資格取得届から判断すると、申立人を昭和53年1月1日に厚生年金保険に加入させたものと考えられ、通常、職員を厚生年金保険に加入させる以前の期間について、厚生年金保険料を給与から控除することは無い。」と回答している。

また、オンライン記録及びA大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が複数回確認できる者の被保険者記録を調査したところ、当該事業所で2度目の厚生年金保険被保険者資格を取得し

た際、当該事業所に勤務する直前に勤務した別の事業所での同資格喪失日とA大学での同資格取得日が相違していることにより、1か月間の未加入期間が生じている者が5人確認できる上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者が「A大学において、実際に勤務を開始した日の数か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。」と供述していることから判断すると、当時、当該事業所では、職員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の1か月間の未加入期間が生じている者5人のうち、連絡先が判明した4人に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月から23年5月まで  
② 昭和24年1月から25年7月まで

申立期間①は、A社に営業職として勤務しており、申立期間②は、駐留米軍において勤務し、当時、勤務地で関係者と一緒に撮影した写真も所持しているが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両事業所に勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社に入社したとする経緯や、同社の所在地などに関する供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立事業所に勤務していたことはいかかえる。

しかしながら、申立人は、B県立C中学校(現在は、B県立D高等学校)を卒業した後に、申立事業所に勤務したと供述しているところ、B県立D高等学校では、申立人は昭和22年3月3日にB県立C中学校を卒業していると回答しており、申立期間①のうち、昭和21年7月から同中学校を卒業するまでの期間について、申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も確認できず、申立人が名前を挙げる上司は既に死亡している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した者は、申立人を記憶していないことから、申立人の申立

期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②については、申立人の業務内容及び勤務先に関する供述が具体的であること、及び、申立人が所持する申立期間②当時に勤務先で撮影したとする写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、E管理事務所に雇用され、駐留米軍において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 24 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間②のうち同日までは、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の駐留米軍労務者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を保管する国の所管局では、「当該被保険者名簿において、前述の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、申立人に係る被保険者記録は無い。」と回答し、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、前述の写真に申立人と一緒に写っている者の所在が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、前述の同僚については、いずれも年金事務所が保管する被保険者名簿及びオンライン記録における被保険者期間は一致している。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月に A 社（現在は、B 会社）に入社すると同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月に C 厚生年金基金に加入している。

しかし、申立期間について同基金の加入員記録による標準給与月額（6 万円）に比べ社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額（5 万 2,000 円）が低くなっている。

申立期間における標準報酬月額の記録を、同基金の加入員記録に合わせて訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、C 厚生年金基金の加入員記録、並びに B 社が保管する、昭和 48 年 8 月 22 日付けで社会保険事務所に提出の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び同年 8 月 23 日付けで同基金に提出の「厚生年金基金加入員標準給与決定通知書」により、申立人の標準報酬月額及び標準給与月額は、同年 7 月から同年 9 月までの期間は 5 万 2,000 円と記録されていることが確認できる。

また、C 厚生年金基金の加入員記録、及び B 社が保管する、昭和 48 年 10 月

12 日付けで同基金に提出の「厚生年金基金加入員標準給与改定通知書」により、標準給与月額が随時改定に伴い、5万2,000円であった標準給与月額が同年8月にさかのぼって6万円に引き上げられたことが確認できるところ、B社は、「標準報酬月額が随時改定に伴う健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に届け出たか否かについては分からない。」と回答しているものの、同基金より先に社会保険事務所より通知される「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」を保管していない。

さらに、事業主がC厚生年金基金に昭和48年10月12日付けで提出した上記「厚生年金基金加入員標準給与改定通知書」及び同基金の加入員記録によると、申立人と同様に、標準給与月額が昭和48年8月にさかのぼって改定されたとする複数の同僚が確認でき、当該複数の者に係る標準給与月額が前述の被保険者名簿における標準報酬月額と相違していることが確認できるところ、当該同僚のうち一人が所持する同年8月分及び同年9月分の給与明細書によると、総支給額は前述の被保険者名簿に記録された標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料の控除額は、当該標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる上、同年10月分から49年6月分までの期間の給与明細書によると、厚生年金保険料の控除額も当該標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において、C厚生年金基金が記録する標準給与月額とほぼ同額の給与を支給されていたと主張しているものの、B社は、申立期間における給与支給額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等の関連資料を保管していないと回答していることから、申立人の主張を確認できる関連資料を得ることはできない。

また、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から30年7月16日まで  
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。  
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金支給報告書作成済・担当係」のゴム印が押されているとともに、厚生年金保険の被保険者資格期間、脱退手当金の支給金額及び支給年月日が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和30年10月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録により、申立事業所に係る脱退手当金の受給記録が確認できる同僚は、「私が退職する時は、A社から脱退手当金について説明を受け、脱退手当金に係る請求手続は同事業所が行ってくれた。」と供述していること、及び申立期間当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで

A社における申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 48 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人は、「A社での初任給は 15 万円であった。」と申し立てているところ、A社が保管する、同年 6 月 22 日付けで社会保険事務所（当時）に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年 7 月 1 日における報酬月額が 15 万円、標準報酬月額は 13 万 4,000 円（当時の最高等級）とされており、申立人が主張する報酬月額どおりの届出が行われていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 1 日までの期間については、申立人は、「当時、給与額が初任給より下がったわけではないので、標準報酬月額が下がっているのはおかしい。資格取得時の給与は 15 万円であり、昭和 49 年 3 月から 49 年 7 月までの期間に係る給与支給額は各月 20 万円であった。」と申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、48 年 10 月において、申立人の標準報酬月額が同年 7 月から同年 9 月までの期間に係る 13 万 4,000 円

から9万2,000円に減額されていることが確認できる。

一方、申立事業所の給与規定によれば、当時、申立事業所における給与の計算は、「当月一日より末日迄の1ヶ月として計算し、支払は毎翌月二日に支払う。」と定められていたことから、申立人には、昭和48年7月2日に、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年6月22日から同年6月30日までの期間に係る給与が支払われていることがうかがえるところ、当時の厚生年金保険法の規定では、標準報酬の定時決定は「給与支払の基礎日数となった日数が20日未満の月は計算月から除く。」とされていることから判断すると、同年10月時点における申立人の標準報酬の定時決定は、前述の決定通知書における報酬月額15万円、標準報酬月額は13万4,000円（当時の最高等級）をそのまま適用することが妥当であったものと考えられる。

しかしながら、当時、申立事業所において社会保険事務を担当していたとする二人は、それぞれ、「申立人は経理部長で、私の上司だった。定時決定の標準報酬の算定については、本来の5月から7月までの支払月ではなく、6月から8月までの支払月を基準に行うと教わり、届出を行っていた。」、「申立人は経理の管理職だった。私は社会保険事務と給与計算を担当していたが、A社では標準報酬の定時決定については、5月は6月支払分、6月は7月支払分、7月は8月支払分の給与支給額を基に標準報酬月額を算定するように教わり、これに基づいて届出を行っていた。」と供述しているところ、当該供述に基づく検証において算出される標準報酬月額が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該期間の標準報酬月額と一致することなどから判断すると、申立事業所は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることがうかがえる。

2 申立期間②及び③については、申立人は、「A社に係る決算報告書の報酬額から、両申立期間当時はオンライン記録上の標準報酬月額より高額な報酬月額であった。」と申し立てているところ、当該期間に係る申立事業所の決算報告書から判断すると、申立人の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であったことがうかがえる。

しかしながら、当該決算報告書においては、申立人の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当時、役員であり、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間当時、標準報酬月額が申立人と同額で推移している者が確認できるところ、元事業主は、「申立人は当社に経理担当の責任者として来てもらい、数か月後には役員に昇格させた。申立期間②及び③当時、私の後任として社長職に就いた役員と同額の給与を申立人に支払っていたはずである。」と回答しているところ、当該期間に係る申立事業所の決算報告

書中の人件費内訳によると、申立人及び当該役員の報酬額は、申立期間②を含む期間である、昭和49年度決算期（昭和49年7月1日から50年6月30日までの期間）から52年度決算期（昭和52年7月1日から53年6月30日までの期間）までの期間について同額で推移し、申立期間③を含む期間である、53年度決算期（昭和53年7月1日から54年6月30日までの期間）から54年度決算期（昭和54年7月1日から55年6月30日までの期間）までの期間は申立人より当該役員が上回っていることが確認できるものの、オンライン記録によれば、当該役員の標準報酬月額が申立人と同額であることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも支給された給与額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出たとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿による当該期間に係る標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している上、当該期間当時、申立人及び前述の役員の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

- 3 申立事業所は、「申立期間当時における社会保険料の控除等に関する資料は保存しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」と回答している上、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 48 年 4 月に A 社 (現在は、B 社) に入社してまもなく、同社 C 出張所への異動に伴い、特別手当が支給され、給与が増額されたことを記憶している。

しかし、申立期間について D 厚生年金基金の加入員記録による標準給与月額 (8 万円) に比べ社会保険事務所 (当時) が記録する標準報酬月額 (5 万 2,000 円) が低くなっている。

申立期間における標準報酬月額の記録を、同基金の加入員記録に合わせて訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

B 社が保管する「人事発令」及び給与規程から判断すると、申立人が A 社 C 出張所に異動し、申立人に特別手当が支給されていたことが推認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、D 厚生年金基金の加入員記録、並びに B 社が保管する、昭和 48 年 8 月 22 日付けで社会保険事務所に提出の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び同年 8 月 23 日付けで同基金に提出の「厚生年金基金加入員標準給与決定通知書」によ

り、申立人の標準報酬月額及び標準給与月額は、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間は 5 万 2,000 円と記録されていることが確認できる。

さらに、D 厚生年金基金の加入員記録、及び B 社が保管する、昭和 48 年 10 月 12 日付けで同基金に提出の「厚生年金基金加入員標準給与改定通知書」により、標準給与月額の随時改定に伴い、5 万 2,000 円であった標準給与月額が同年 8 月にさかのぼって 8 万円に引き上げられたことが確認できるところ、B 社は、「標準報酬月額の随時改定に伴う健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に届け出たか否かについては分からない。」と回答しており、同基金から先に社会保険事務所より通知される「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」を保管していない。

加えて、事業主が D 厚生年金基金に昭和 48 年 10 月 12 日付けで提出した前述の「厚生年金基金加入員標準給与改定通知書」及び同基金の加入員記録によると、申立人と同様に、標準給与月額が昭和 48 年 8 月にさかのぼって改定されたとする複数の同僚が確認でき、当該複数の者に係る標準給与月額が前述の被保険者名簿における標準報酬月額と相違していることが確認できるところ、当該同僚のうち一人が所持する同年 8 月分及び同年 9 月分の給与明細書によると、総支給額は前述の被保険者名簿に記録された標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料の控除額は、当該標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる上、同年 10 月分から 49 年 6 月分までの期間の給与明細書によると、厚生年金保険料の控除額も当該標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、D 厚生年金基金が記録する標準給与月額とほぼ同額の給与を支給されていたと主張しているものの、B 社は、申立期間における給与支給額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等の関連資料を保管していないと回答していることから、申立人の主張を確認できる関連資料を得ることはできない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 7 月 1 日まで

平成 17 年 7 月 1 日に、それまでの期間において勤務していた A 社が合併により B 社に名称を変更しているが、勤務形態や給与に変更は無かったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間直前の期間より申立期間の標準報酬月額が低くなっている上、この標準報酬月額は給与支給明細書の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。

申立期間前後の期間を通して勤務形態や給与支給額に変更は無いのに、申立期間の標準報酬月額が申立期間直前の期間の標準報酬月額よりも低くなっていることに納得できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する B 社に係る平成 17 年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 18 年 2 月までの期間、同年 5 月及び同年 6 月の給与支給明細書、17 年分及び 18 年分の源泉徴収票、18 年度及び 19 年度の市民税県民税納税通知書の写し、17 年 7 月から 18 年 6 月までの期間に係る給与振込に係る預金通帳の写し、並びに申立事業所が保管する 17 年 7 月から 18 年 7 月までの期間に係

る賃金台帳から確認又は推認できる申立期間に係る給与額に見合う標準報酬月額、申立人が主張するとおり、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該給与支給明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立期間における申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点はうかがえない。

また、申立事業所は、「申立人は、平成 17 年 7 月 1 日付けでA社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日にB社に転籍し、新たに被保険者資格を取得している。その転籍に際して、標準報酬月額を被保険者資格喪失時の 36 万円から 20 万円として社会保険事務所に届け出ている。」と回答している上、申立人が名前を挙げる、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で総務担当者であったとする者は、「平成 17 年 7 月 1 日に新会社が設立された際に、標準報酬月額の変更について従業員に詳しい説明があったことを記憶している。標準報酬月額の変更は従業員全員について行われたと思う。」と供述しているところ、申立事業所が提出したC健康保険組合保管の個人台帳によると、申立人の標準報酬月額は、被保険者資格喪失時の 36 万円から、被保険者資格取得時に 20 万円に変更されていることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立人と一緒にA社からB社に転籍した者の多くは、申立人と同様に標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 18 日から同年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

平成 5 年 1 月 18 日に A 社に入社し、1 日も休まずに勤務したことは間違いなく、事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと思っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するスケジュール手帳の平成 5 年 1 月 18 日の欄に「A 社初勤務」の記載が確認できること、及び A 社において申立人の採用を担当したとする人事担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の人事担当者は、「申立人は、月の途中の入社であったため、給与を日払いで支給したが、入社月の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している上、オンライン記録により、申立人と同時期に A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚のうち、一人が、「入社が月の途中であったので、その翌月から厚生年金保険に加入した。」と供述しており、他の二人が、「会社では、月の途中から入社した従業員は、最初はアルバイトの雇用形態で採用され、翌月から社会保険に加入させていたようである。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A 社が保管する申立人に係る労働者名簿によれば、申立人は、平成 5 年 2 月 1 日に厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を取得したとの記載が

あることが確認できる上、同社が加入するB厚生年金基金における申立人の加入日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の同年2月1日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致し、雇用保険の被保険者記録とも符合する。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 2 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。昭和 44 年 5 月に A 社に入社し、1 年以上勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録が、申立期間当時、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、当該同僚が申立人は昭和 45 年春ごろよりも以前から同社に勤務していたと供述していること、及び当時、給与計算及び社会保険事務を担当していた事業主の妻の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の事業主の妻は、「当時は、事業所の再建後、法人化して間もないころであり、従業員の福利厚生面の処遇については順次整備していった時期であったので、中途入社 of 従業員については、厚生年金保険等の加入手続きが遅れたかもしれない。」と供述しているとともに、前述の申立人が記憶する同僚のうち一人が、「私の厚生年金保険の被保険者資格は、入社してから 8 か月後に取得したことになっている。」と供述しているところ、昭和 44 年 5 月 19 日に雇用保険の被保険者資格を取得している同僚一人は、前述の被保険者名簿により、その 2 か月後の同年 7 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A社は、「退職後、長期間を経過している従業員の人事関係及び社会保険関係の資料は保存していない。」と回答しており、申立人が記憶する別の同僚も、申立人の厚生年金保険料の控除について記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月 17 日から 56 年 3 月 30 日まで  
② 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 5 月 14 日まで

「ねんきん定期便」で標準報酬月額の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②における標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する同僚二人は、「申立人はA社に在籍中、他の従業員と比較して多額の売上げがあったと記憶しており、記録されている標準報酬月額に見合う給与よりも多額の給与が支給されていたものと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額以上の給与を事業主により支給されていた可能性がうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の事務担当者が既に退職していることから、詳細は不明であるが、従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得時には一律の標準報酬月額で届け出ている。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得と同時期に被保険者資格を取得した同僚 71 人中 56 人の被保険者資格取得時の標準報酬月額が申立人と同額で届け出られていることが確認できる上、申立期間①のうち、申立事業所が加入するC厚生年金基金が設立された昭和 54 年 7 月 1 日から申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの期間の標準給与月額は、オンライン記録どおり

の額であることが確認できることから、申立期間①の標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

また、申立事業所では、「申立期間①当時の給与支給額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶する同僚二人は、「申立人はB社に在籍中、他の従業員と比較して多額の売上げがあったと記憶しており、記録されている標準報酬月額に見合う給与よりも多額の給与が支給されていたものと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額以上の給与を事業主により支給されていた可能性がうかがえる。

しかしながら、元事業主は、「申立期間②当時、外務員については約3か月から半年の試用期間を設けており、その間は歩合給を加味しない固定の給与を支給していた。申立人の標準報酬月額から判断すると、外務員として、試用期間を経て本採用になったものと思われる。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得と同時期に被保険者資格を取得した同僚9人中7人の被保険者資格取得時の標準報酬月額が申立人と同額で届け出られていることが確認できる上、申立事業所が加入するD厚生年金基金における申立期間②の標準給与月額は、オンライン記録どおりの額であることが確認できることから、申立期間②の標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

また、前述の元事業主は、「賃金台帳等の資料は事業所が倒産した時に散逸し、保存していない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

- 3 申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。